

平成 28 年 3 月 25 日

加盟団体代表者 各位

公益財団法人全日本ボウリング協会
競技委員長 砂古口 信夫
(公 印 省 略)

J B C 主催大会における使用ボールの登録並びに ボール再検査での未登録ボール持ち込みの対応について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の諸事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会主催大会における使用ボールの登録について、平成 28 年度より下記の通り対応することとなりました。また、ボール再検査での未登録ボール持ち込みへの対応も一部変更いたします。つきましては、大会参加の選手、監督の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、当協会では、テクニカルインフォメーション等の情報を事前公開しております。それら情報を基に使用ボールを厳選し、持ち込みボール数の逡減に今後ともご協力いただきたいと思います。

ご不明な点等ございましたら、JBC 事務局(担当：鈴木)までご連絡ください。

末筆になりますが、貴連盟益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具

記

1. 規定(選手権競技会規程第 410 条第 1 項第 4 号)

「競技者は、大会に使用するすべてのボールを登録しなければならない。」

2. J B C 主催大会におけるボール登録

会場へ持ち込んだボールはすべて「大会に使用するボール」とみなし、会場へ持ち込んだすべてのボールを登録することとする。また、競技開始前に登録をすべて完了することとする。ここでの「競技開始前」とは、本人がその大会で投球する最初のシフトの第 1 ゲーム目開始前を指し、補欠登録選手の場合、選手の登録されているチームがその大会で投球する最初のシフトの第 1 ゲーム目開始前を指す。なお、今後、ボールの追加登録は原則として認めない。

3. ボール再検査での未登録ボールの持ち込みについて
ボール再検査の際、未登録ボールを会場へ(※)持ち込んでいた場合、その大会でのそれまでの記録はすべて無効となる。

※ 3月10日付文書における「競技フロア(ボール置場を除く)」から表現を変更しているので注意すること。

4. ボール再検査における主管役員への注意事項
主管役員は、ボールの再検査対象者へ声掛けにて告知をした後、ドーピング検査におけるシャペロン同様、再検査がすべて完了するまで、対象者から目を離さないようにすること。

以上